建設発生土の適正処理に向けた
法制度の整備についての提言

近畿ブロック知事会

平成３１年３月

建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備についての提言

建設発生土が不適正に処理されることにより、大規模な崩落事故が発生し、住民の生活を脅かす事案が続発している。

建設発生土の適正処理に関しては、すでに 18 府県で土砂条例等が制定され、新たに条例制定を検討している府県もあるなど、土砂問題に対する全国的な意識の高まりが伺えるものの、依然として次のような課題が存在する。

・建設発生土は発生者側の発生抑制等の対策が不十分であるとともに、発生から埋立て等までを管理する仕組みや建設発生土の発生者を含む不適正な処理を行った者の責任を問う仕組みがなく、しかも府県境を越えて広域的に移動すること。
・埋立て等について許可制としている自治体の許可基準に差異があり、国民生活の安全・安心を確保できる全国統一的な許可基準がないこと。
・地方自治法による条例罰則の上限規定(2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等）が存在するため、条例では抑止力が不十分であること。

これらのことから、建設発生土の発生から埋立て等の一連の流れにおいて、適正処理を推進するためには、全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠であり、次の内容を備えた建設発生土の適正処理に関する法律の制定を提言する。

① あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
② 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安

全確保のための許可基準

③　建設発生土の発生者を含め、法律に反し、不適正な処理を行った者への適正処理の命令や抑止力のある罰則

④　地域特性等を踏まえ、自治体が抑止効果を高めるために必要と認める場合に、条例で基準や手続を上乗せ規制できる規定

平成３１年３月

近畿ブロック知事会

福井県知事	西　川　一　誠
三重県知事	鈴　木　英　敬
滋賀県知事	三日月　大　造
京都府知事	西　脇　隆　俊
大阪府知事	松　井　一　郎
兵庫県知事	井　戸　敏　三
奈良県知事	荒　井　正　吾
和歌山県知事	仁　坂　吉　伸
鳥取県知事	平　井　伸　治
徳島県知事	飯　泉　嘉　門